

技術資料等説明書

令和6年度緑川ダム管理所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年1月25日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所長 吉永 勝彦
熊本県下益城郡美里町畠野3456

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

令和6年度緑川ダム管理所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、緑川ダム管理所（以下「当管理所」という。）が管理する直轄区間において、法面崩壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としたものである。

(2) 協定対象区域及び協定対象企業数等

本協定の公募する協定対象区域及びその協定対象企業数は、下記のとおり予定している。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長又は災害等支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当管理所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、地方自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

協定対象区域	協定対象企業数
緑川ダム管理所管内 緑川 左右岸 38k900～49k700 (L=10.8km)	5社程度

(3) 協定期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

4. 申請書、技術資料等の作成要領及び留意点

(1) 申請書・技術資料作成要領

記載事項	内容に関する留意事項
1) 申請書 [様式－1]	①様式は〔様式－1〕とすること。 ②経常建設共同企業体にあっては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
2) 工事実施体制 [様式－2] [様式－3]	①様式は〔様式－2〕及び〔様式－3〕とする。 ②貯水池周辺の法面崩壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ③保有資機材については、令和6年1月25日時点において自社保有の物とする。
3) 施工実績 (過去10ヶ年度+当該年度における熊本県内での工事) [様式－4]	① 様式は〔様式－4〕とする。 ② 対象となる工事は、過去10ヶ年度+当該年度（平成25年4月1日から令和6年1月25日までの間）に完成した熊本県内における土木関係工事（一般土木工事及び維持修繕工事）3件まで記載する。但し、堤防除草のみの工事は対象としない。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。
4) 災害時応急対策 工事等の協定締結の実績 [様式－5]	② 様式は〔様式－5〕とする。 ③ 対象となる協定は、河川・ダムにおける災害時の応急対策工事に関する協定とし、過去2ヶ年度+当該年度（令和3年4月1日～令和6年1月25日の間）に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。 ③なお、河川・ダムにおける災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。 ④実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。

(2) 技術資料の確認事項等

確認内容は下記のとおりとする。

確認項目	確認内容
工事実施体制	<p>■工事実施体制 (様式-2・3により確認) ・様式-2・3の内容及び資機材保有状況、安全管理等の内容。</p>
施工実績	<p>■施工実績 (様式-4により確認) ・過去10ヶ年度+当該年度における熊本県内の施工実績（一般土木工事及び維持修繕工事）</p>
防災業務の実績	<p>■災害時応急対策工事等の協定締結の実績 (様式-5により確認) ・河川・ダムにおける過去2ヶ年度当該年度における協定等締結の実績（国、県、市町村）</p>

5. 本協定締結企業の特定及び通知

技術資料を提出した者のうち、特定した者に対しては特定した旨を、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を文書により令和6年2月29日までに通知する。

6. 非特定理由の説明

(1) 特定しなかった旨の通知を受けた者は、当管理所に対して非特定理由について、次に従い説明を求めることができる。

- ①受領期限：令和6年3月5日 17時00分まで
- ②提出方法：メールにより提出。
提出先メールアドレス：matsumoto-t8912@mlit.go.jp

(2) 当管理所は、説明を求められたときは令和6年3月12日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ①提出期間：令和6年1月25日から令和6年2月13日まで。
最終日は17時00分まで。
- ②提出方法：上記6.(1)②に同じ。

(2) (1) の質問に対する回答は、令和6年2月15日までに行う。

8. その他

(1) 提出及び技術資料の無効

本公告に示した参加資格に適合していない企業の提出、又は技術資料に虚偽の記載があった場合は、無効とする。

(2) ヒアリングについて

提出された技術資料等に疑義が有る場合又は技術力の確認等が必要となった場合は、ヒアリングを実施する。ヒアリングの対象者は提出された配置予定技術者のうち代表者1名とする。

- ① 日 時： ヒアリング日時は、必要に応じて連絡する。
- ② 場所等： ヒアリングは、電話により行う。
- ③ 内 容： 提出資料に基づき、質疑を行う。

(3) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された技術資料は参加資格の確認、協定企業の特定以外に使用しない。

(5) 提出された技術資料は返却しない。

(6) 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 本協定締結後は申請時に提出した保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災（機労材）検索くん」に登録するものとする。様式は、「防災（機労材）検索くん」よりダウンロードし、記入の際、様式の列もしくは行の途中に独自の記入欄を追加しないこと。